

# 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家利用申込審査要領

令和 5年 7月11日  
所 長 裁 定

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家利用細則（以下「利用細則」という。）第2条に基づく所定の申込書による利用の申込みの審査方法について、次のとおり定める。

## 1 利用の申込みの審査

### （1）利用申込み団体の審査

- ア) 利用申込み団体の設立趣旨・目的、日頃の活動内容が独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「利用規則」という。）第4条に掲げる行為を行う団体又は行うおそれのある団体に該当しないこと。
- イ) 法令の規定に反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動を行うおそれのある団体でないこと。
- ウ) 社会情勢等に鑑みて、当該団体が独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）で活動を行うことにより中立性を損なう等メディア（SNSを含む。）等で不適切に取り上げられる可能性があるなど、本所のイメージや信頼性を低下させるおそれのある団体でないこと。
- エ) 過去に利用を承諾しなかった団体、又は利用細則第12条に基づく利用承諾の取消を行った団体については、それらの要因となった事項についてきちんと改善がなされていること。

### （2）利用申込み内容（利用目的、活動内容等）の審査

- ア) 利用申込み内容が、利用規則第4条に掲げる行為に該当していないこと。
- イ) 利用申込み内容が、利用規則第6条第1項による活動の範囲となっていること。
- ウ) 法令の規定に反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動を行うおそれのある活動内容でないこと。
- エ) 社会情勢等に鑑みて、利用申込みの活動を青少年自然の家で行うことにより中立性を損なう等メディア（SNSを含む。）等で不適切に取り上げられる可能性があるなど、本所のイメージや信頼性を低下させるおそれのある活動内容でないこと。

### （3）その他の審査

過去に利用を承諾しなかった団体、又は利用細則第12条に基づく利用承諾の取消を行った団体、又は当該団体に関係する団体等については、必要に応じて当該団体の活動全般について幅広く情報を収集し、確認を行うものとする。

## 2 所定の申込書等

### （1）所定の申込書

- ア) 利用申込書
- イ) 活動日程表
- ウ) 利用者名簿

### （2）その他の書類

上記「1 利用の申込みの審査」における確認に際しては、当該団体に対し以下に掲げる資料の提出を求めるとともに、当該団体のホームページ等の公開情報を参照する。

- ア) 当該団体の設立趣旨・目的、具体的な活動内容が記述されている資料

- (例) 定款, 寄附行為, 規約, 会則, 設立趣意書, 団体要覧 等
- イ) 当該団体の構成員が分かる資料
  - (例) 役員名簿, 会員名簿, 組織図 等
- ウ) 当該団体の活動実績, 活動計画が分かる資料
  - (例) 活動報告書, 活動計画書, 年報, 紀要 等
- エ) 当該団体の青少年自然の家における過去の活動実績が分かる資料
- オ) その他参考となる資料

(3) 所定の申込書等作成の留意事項

青少年自然の家は, 利用申込書について, できるだけ具体的な研修計画を記載するよう求めるものとする。

3 利用の諾否の決定

所長は, 利用申込みの審査終了後, 速やかに利用細則第3条に基づく利用の諾否の決定を行う。

4 その他

この要領に定めるもののほか, 必要な事項については, 所長が別に定める。

附 則

この要領は, 令和5年7月11日から実施する。